
資料編

- 1 調布市環境基本条例
- 2 計画改定の経過
- 3 計画改定の体制
- 4 調布市環境基本計画改定の基本方針
- 5 市民アンケート調査及び市民ワークショップ等の結果概要
- 6 環境指標の考え方
- 7 用語解説

1 調布市環境基本条例

(平成7年3月17日条例第3号)
改正 平成21年3月18日条例第15号
平成25年5月31日条例第33号
令和元年7月3日条例第5号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第8条)
第2章 計画の策定(第9条—第12条)
第3章 施策の推進(第13条—第15条)
第4章 情報の提供と市民参加 (第16条—第21条)
第5章 調布市環境保全審議会(第22条)
第6章 雑則(第23条)
附則

私たちは、豊かな自然の恵みを受けて、今日の繁栄を遂げてきた。しかし、物質的豊かさを求める生活や活動をそのまま続けることは、資源の枯渇を招くばかりでなく、私たちや生き物たちの生存の基盤である地球環境を破壊し、失うことになる。

このような状況を踏まえ、私たちの生活や活動を環境にやさしい省資源型に改めるとともに、循環型社会システムを形成することによって、人と自然が共生し、将来へ向けて持続して発展できる環境を現在に生きる全ての人々の手で、保全、回復及び創出する必要がある。

加えて、私たちは、先人から受け継いできた豊かな自然や、それらによって培われた歴史的文化的環境をより良好な環境として発展させ、次の世代に継承するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」と

は、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来にわたって維持、継承されるよう行われなければならない。

2 環境の保全等は、全ての人々の協働によって、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会が構築されるよう行われなければならない。

3 環境の保全等は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、協働することによって、その責務を果たすとともに、人類の生存の基盤である地球環境の保全等に寄与するものとする。

(市の責務)

第5条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野性生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 人にやさしい地域社会の形成に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性に鑑み、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等について関心を

払うとともに、環境の保全等に必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動について、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第8条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第2章 計画の策定

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、調布市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標及び基本理念
- (2) 施策の基本方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、調布市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(環境保全行動基準)

第11条 市長は、環境基本計画に掲げる目標を実現するため、環境の保全等について配慮すべき事項を環境保全行動基準(以下「行動基

準」という。)として策定するよう努めるものとする。

(公表)

第12条 市長は、環境基本計画、実施計画及び行動基準を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 施策の推進

(監視体制)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境監査)

第15条 市、市民及び事業者は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う措置について、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、市民及び事業者に対して環境監査の実施を促し、その結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 情報の提供と市民参加

(知見の集積)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を行うことにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等、将来の環境の保全等に寄与する情報について、市民のプライバシーを損なわない限り提供するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するものとする。

(環境学習への支援)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深められるよう、学習の機会及び教材としての情報の提供等必要な措置

を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第20条 市は、市民及び事業者並びにこれら
者で構成する環境の保全等に関する団体による
自発的な学習や活動が、促進されるよう必要
な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第21条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策
定するときは、市民及び事業者の意見を反映
することができるよう必要な措置を講ずるも
のとする。

- (1) 環境基本計画
 - (2) 実施計画
 - (3) 行動基準
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活
及び事業者の活動に係る重要事項
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等
の変更について準用する。ただし、軽易な変更
については、この限りでない。

第5章 調布市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第22条 市の環境の保全等に関する施策を総
合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事
項を調査審議するため、市長の附属機関とし
て調布市環境保全審議会(以下「審議会」と
いう。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に
掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項
について市長に建議することができる。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等
についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから
市長が委嘱する委員13人以内をもって組織
する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 環境保全等に関する行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任
期は、前任者の残任期間とする。ただし、再
任を妨げない。

5 市長は、審議会に専門の事項を調査させる
ため必要があると認めるときは、専門調査員
を置くことができる。

6 専門調査員は、市長が委嘱する。

7 専門調査員の任期は、当該専門の事項の調
査に要する期間として市長が指定する期間と
する。

8 前各項に規定するもののほか、審議会の組

織及び運営について必要な事項は、規則で定
める。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項
は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成7年4月1日から施行す
る。ただし、第22条の規定は、規則で定める
日から施行する。

(平成8年4月規則第24号で、同8年5月1日
から施行)

2 調布市環境基本条例の一部を改正する条例
(令和元年調布市条例第5号)の施行の日か
ら令和3年3月31日までの間に委嘱される
委員の任期は、第22条第4項の規定にかかわ
らず、委嘱の日から令和3年3月31日までと
する。

附 則(平成21年3月18日条例第15号)

この条例は、平成21年7月1日から施行す
る。

附 則(平成25年5月31日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 計画改定の経過

開催時期		会議等	主な議題
令和元年度	10月12日～ 10月27日	調布市環境基本計画の中間見直し等に関する市民アンケート調査	
	1月25日	調布市環境基本計画中間報告会 ～みんなで語ろう ちょうふの環境のいまとこれから～	
	2月12日	調布市環境保全審議会	・調布市環境基本計画改定基本方針（案）について
令和2年度	7月6日	第1回調布市環境基本計画等改定委員会	・調布市環境基本計画改定について ・調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定について ・市民ワークショップの開催について
	7月27日	調布市環境調整協議会	・調布市環境基本計画（骨子）について ・調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定について
	8月7日	第2回調布市環境基本計画等改定委員会	・調布市環境基本計画の主な見直し点について
	8月24日	調布市環境保全審議会	・検討状況の報告
	9月30日	調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の方向性に関して改定委員会委員に意見聴取（メール）	
	10月21日	第3回調布市環境基本計画等改定委員会	・調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（たたき台）について
	10月5日～ 10月22日	未来につなぐ調布の環境（メール・FAX等）	環境施策・事業のアイデア募集
	10月24日	未来につなぐ調布の環境	市民ワークショップ（対面型）開催
	10月30日	未来につなぐ調布の環境	オンライン座談会開催（ZOOM活用）
	11月26日～ 12月3日	調布市環境基本計画（たたき台）に関して改定委員会委員に意見聴取（メール）・庁内照会	
	12月18日	第4回調布市環境基本計画等改定委員会	・調布市環境基本計画（素案）について ・調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）について
	12月21日	調布市環境保全審議会	・検討状況の報告
	1月20日～ 2月18日	パブリック・コメント	
	2月22日	調布市環境保全審議会	・検討状況の報告
	3月26日	第5回調布市環境基本計画等改定委員会	・パブリック・コメント結果について ・調布市環境基本計画（案）について ・調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について

3 計画改定の体制

(1) 調布市環境基本計画等改定委員会

(令和2(2020)年4月1日～令和3(2021)年3月26日)

区分	所属・役職	氏名
市民団体	ちょうふ環境市民会議理事	岡部 和平
市民団体	調布 ^{あす} 未来のエネルギー協議会代表理事	小峯 充史
事業者	東京ガス株式会社東京西支店課長代理	桑原 一将
事業者	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社渉外担当	服部 茂 (R2.7.6～R2.9.30) 藤野 一 (R2.10.1～)
事業者	調布市商工会長	柳澤 勇
学識経験者	東京大学生産技術研究所エネルギーシステムインテグレーション社会連携研究部門特任教授	◎岩船 由美子
学識経験者	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会会長	江尻 京子
学識経験者	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授	○奥 真美
東京都関係機関	東京都地球温暖化防止活動推進センター長	横田 信博
教育委員会	調布市教育委員会指導室長	執行 純子
行政	調布市環境部長	岩本 宏樹

(選出区分ごと五十音順, 敬称略, ◎:委員長, ○:副委員長)

(2) 調布市環境保全審議会

■第13期委員（任期：令和元（2019）年7月3日～令和3（2021）年3月31日）

区分	所属・役職	氏名
市民	公募市民	大黒 栄二
市民	公募市民	草竹 由美子
市民	公募市民	中井 眞行
市民	公募市民	藤丸 卓男
市民	公募市民	三宅 久美
事業者	鹿島建設株式会社技術研究所プリンシパルリサーチャー	近藤 宏二
事業者	調布市内農業従事者	関森 道子
学識経験者	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授	奥 真美
学識経験者	理学博士	齊藤 亀三
学識経験者	東京農工大学農学部環境資源科学科教授	◎高田 秀重
学識経験者	工学博士	○中岡 章
行政機関職員	東京都福祉保健局多摩府中保健所生活環境安全課長	大貫 奈穂美
行政機関職員	東京都環境局多摩環境事務所長	木村 真弘

（選出区分ごと五十音順，敬称略，◎：会長，○：副会長）

(3) 調布市環境調整協議会

構成	
○行政経営部次長	福祉健康部次長
総務部次長	◎環境部次長
市民部次長	都市整備部次長
生活文化スポーツ部次長	教育部次長
子ども生活部次長	(◎：会長，○：副会長)

(4) 調布市環境調整協議会 環境基本計画推進部会

部名	職名
行政経営部	政策企画課長
生活文化スポーツ部	農政課長
環境部	◎環境部次長 ○環境政策課長，環境政策課生活環境担当課長，緑と公園課長 下水道課長，ごみ対策課長
都市整備部	都市計画課長，街づくり事業課長，道路管理課長，交通対策課長
教育部	教育総務課長，指導室長

(◎：会長，○：副会長)

4 調布市環境基本計画改定の基本方針

調布市環境基本計画改定の基本方針

令和2年3月

調 布 市

調布市環境基本計画改定の基本方針

市では、「未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち」を将来像に掲げる、調布市環境基本計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）（以下「環境基本計画」という。）により、市民・事業者・市民団体・市が一体となって環境施策に取り組んでいる。令和2年度に、環境基本計画の中間年度を迎えることから、今年度は中間見直しを行い、来年度は環境基本計画の中間改定を行うこととした。この基本方針は、計画の改定に向けた基本的な事項を定めるものである。

また、調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についても令和2年度に現行計画の計画期間が満了となることから、環境基本計画改定の基本方針を踏まえ、改定に向けて取り組む。

1 環境基本計画の位置付け

環境基本計画は、調布市環境基本条例（平成7年調布市条例第3号。以下「条例」という。）第9条に規定する環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けている。

2 改定環境基本計画の性格等

(1) 環境基本計画後期計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

(2) 環境基本計画の構成等

市の環境特性を踏まえ、「基本理念」、「目指す環境の将来像」、「基本目標」及びこれらを実現するための「施策の方針」、「施策」、「推進体制」、「進行管理」等で環境基本計画は構成されている。

なお、中間改定であることから、長期的な視点を持って定めた「基本理念」、「目指す環境の将来像」、及び「計画が対象とする範囲」は、現行計画を継承するものとする。

3 中間見直しに当たっての基本的な前提

(1) 環境行政をめぐる国際的な潮流

SDGs（持続可能な開発目標）の採択（2015年）、地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定の発効（2016年）を踏まえた環境施策の展開、海洋プラスチックごみ問題等の新たな環境問題への対応が求められている。

(2) 国・東京都の動き

第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）、地球温暖化対策、気候変動による影響への適応に関する新たな法制度や計画・方針等が示されており、これらに的確に対応していく必要がある。

東京都においても、東京都環境基本計画（平成28年3月）、「都民ファース

トでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」（平成28年12月）やゼロエミッション東京戦略（令和元年12月）等により新たな環境施策が示されており、本市の環境施策への反映が必要となっている。

(3) 環境基本計画期間前期の調布市の関連施策の取組

環境基本計画期間前期の環境施策の取組実績、環境指標の達成状況を点検・評価した内容を、後期計画に反映する必要がある。

(4) 関連計画等との整合

環境基本計画の前期計画期間内に策定・改定された上位関連計画（調布市基本計画（令和元年5月）、調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（平成31年3月）等との整合を図る必要がある。

また、今年度から計画の見直しに着手した調布市都市計画マスタープランや調布市緑の基本計画の改定の方向性、関連する各個別計画の内容、国・東京都等の環境施策等を踏まえる必要がある。

この他、令和2年度に計画期間（平成22年度～令和2年度）が満了する調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についても本計画と並行し、改定する。

4 主な改定の視点・ポイント

改定に当たっては、前期計画期間の取組実績の把握や調布市の環境行政を取り巻く社会情勢の変化、新たな環境問題等を踏まえ、検討を進める。

【主な改定の視点・ポイント】

- 持続可能な社会の実現に向けたSDGsの考え方
- 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方
- 温室効果ガスの更なる削減、脱炭素化に向けた取組（再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の促進、水素社会、市の率先した行動等）
- 頻発する異常気象、激甚化する災害等、気候変動による影響への対応
- 海洋プラスチックごみ問題等、プラスチックを取り巻く国内外の動向への対応
- 食品廃棄物問題への対応
- 身近な水辺・里山及び生物多様性の保全
- 都市農地の保全に向けた積極的な取組
- 受動喫煙対策と連動した都市美化施策の強化
- 市民協働による環境保全活動への支援の継続、積極的な情報発信、環境活動未経験の市民へのアプローチの強化
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における持続可能性の取組をレガシーとしてつなげる など

5 改定に向けた検討体制

(1) 検討体制

市民・事業者・学識経験者・行政により構成する「（仮称）調布市環境基本計画等改定委員会」を設置し、計画の見直しについて多角的な視点から議論

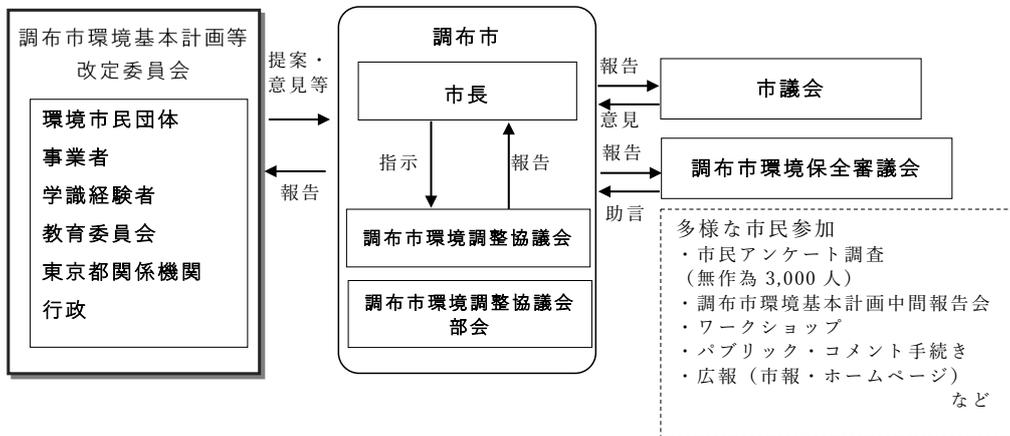
を進める。

また、令和元年度に実施した環境に係るアンケート調査，調布市環境基本計画中間報告会，令和2年度に実施予定のワークショップ，パブリック・コメント手続き等を通じて多様な市民参加を実践しつつ，計画改定に取り組む。

(2) 庁内検討体制

調布市環境調整協議会及び同部会等を活用しつつ，庁内横断的な検討を進める。

<検討体制イメージ>



資料編

6 検討スケジュール

	令和元年度			令和2年度				
	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
中間見直しの検討内容	基礎調査・課題整理 市民アンケートの設問項目検討	計画期間前期の進捗評価 市民アンケートのとりまとめ・分析	改定基本方針の検討 改定基本方針決定	計画案の骨子作成	計画案の骨子作成 計画案作成	計画案作成 計画最終案作成	改定計画公表	
環境基本計画等改定委員会	改定委員会立ち上げ準備			① 計画案(骨子)	② 計画案(たたき台)	③ 計画案	④ 計画案	⑤ 計画最終案
環境保全審議会	中間見直しの検討着手 (8/20)		改定基本方針(案) (2/12)	① 計画案(骨子)	② 計画案(たたき台)	③ 計画案	④ 計画案	⑤ 計画最終案
市民参加		環境市民アンケート調査 (10/12-10/27)	中間報告会 <基調講演・ワークショップ(1/26)> 情報発信	検討段階に応じた市民参加の実践 ワークショップ、パブリック・コメント手続き 計画改定に係る情報発信(市報・ホームページ等)				

※現時点でのスケジュールであるため、適宜変更となる場合がある。また、検討段階に応じて、市議会への報告及び庁内調整を実施する。

5 市民アンケート調査及び市民ワークショップ等の結果概要

(1) 調布市環境基本計画の中間見直し等に関する市民アンケート調査（結果概要）

①調査概要

ア 目的

調布市環境基本計画の見直しに向けた基礎資料として、以下の事項を把握する。

- ①環境問題に対する調布市民の意識水準
- ②市の施策に対する評価と期待
- ③環境に配慮した行動の取組状況
- ④市民協働の促進に向けた課題と市民の意向

イ 調査対象

調布市に住居登録をしている満16歳以上の市民3,000人(住民基本台帳より無作為抽出)

ウ 調査方法

郵送配布，郵送回収

エ 調査実施期間

令和元（2019）年10月12日（土）～令和元（2019）年10月27日（日）

オ 回収数・回収率

A 発送数	3,000
B 有効回収数	1,321
C 有効回収率（ $B/A \times 100$ ）	44.0%

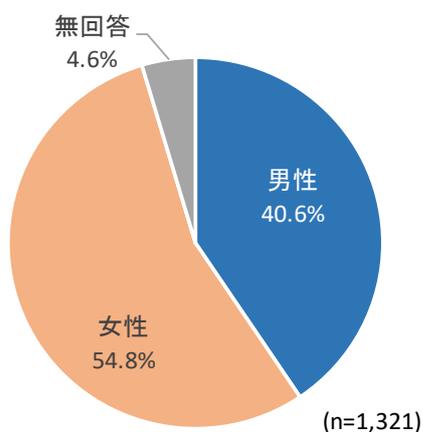
カ その他

集計に当たって小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が全体の計に一致しないことがある。

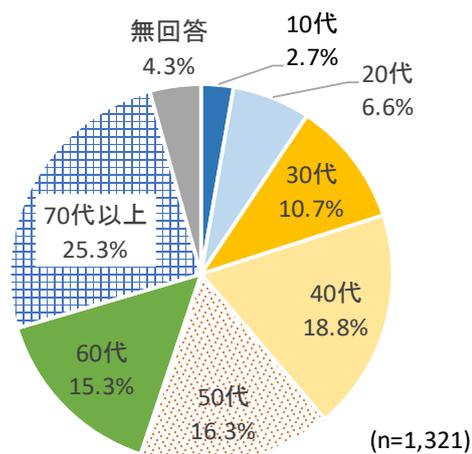
②回答者属性

- 回答者の性別は、男性約 40%，女性約 55%で、女性がやや多い。
 ○年齢は、70 代以上が約 1 / 4 を占め、最も多い。
 ○お住まいの地域は、南部地域が約 3 割で最も多い。

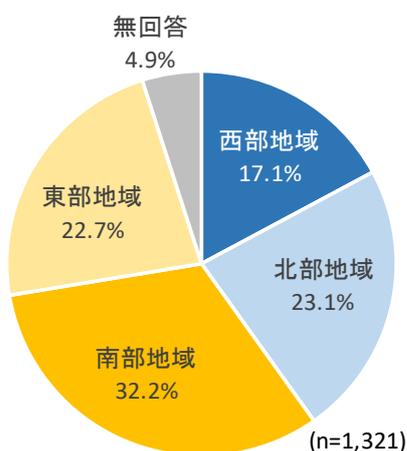
(1) 性別 (単回答)



(2) 年齢 (単回答)



(3) お住まいの地域 (単回答)

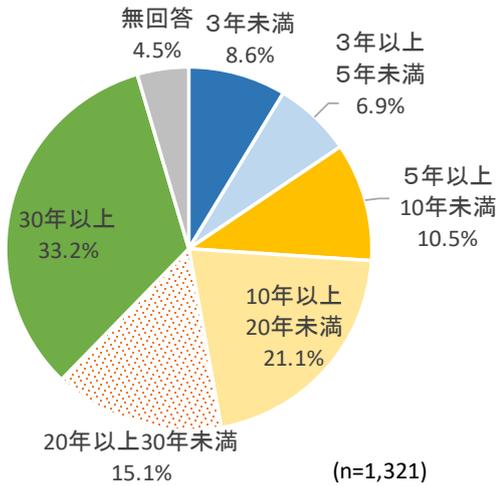


地域	町名
西部地域	飛田給, 上石原, 富士見町, 下石原 多摩川 1・2 丁目, 野水, 西町
北部地域	佐須町, 柴崎, 調布ヶ丘 3・4 丁目 深大寺元町, 深大寺北町, 深大寺東町 深大寺南町
南部地域	小島町, 布田, 国領町, 染地, 多摩川 3～7 丁目, 調布ヶ丘 1・2 丁目 八雲台
東部地域	菊野台, 東つつじヶ丘, 西つつじヶ丘 入間町, 仙川町, 緑ヶ丘, 若葉町

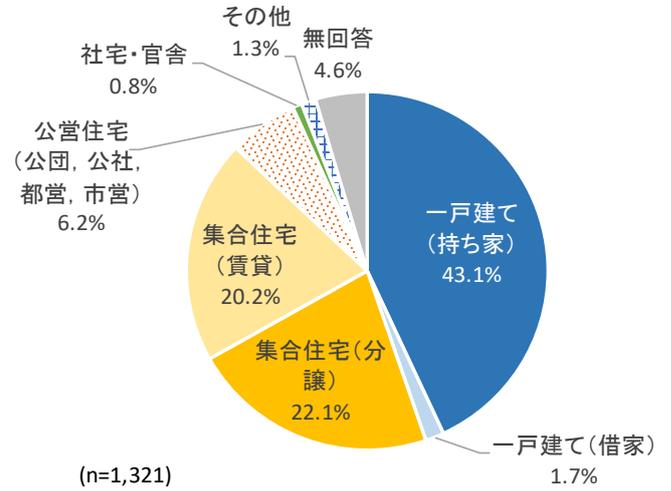
○調布市における居住期間は、20年以上が約半数を占めている。

○住宅の形態は、一戸建て（持ち家）が約4割で、次いで集合住宅（分譲）が約2割となっている。

（４）調布市における居住期間（単回答）



（５）お住まいの形態（単回答）



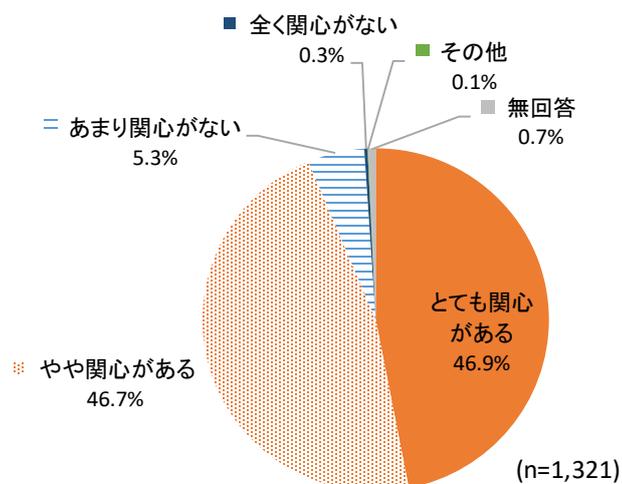
③各設問の集計結果

ア 環境問題に対する市民の意識水準

問1 あなたは、環境に関すること※に関心がありますか。(○は1つ)

※大気や水質、騒音・振動などの身近な生活環境、自然環境、資源・ごみ、エネルギーなどに関すること

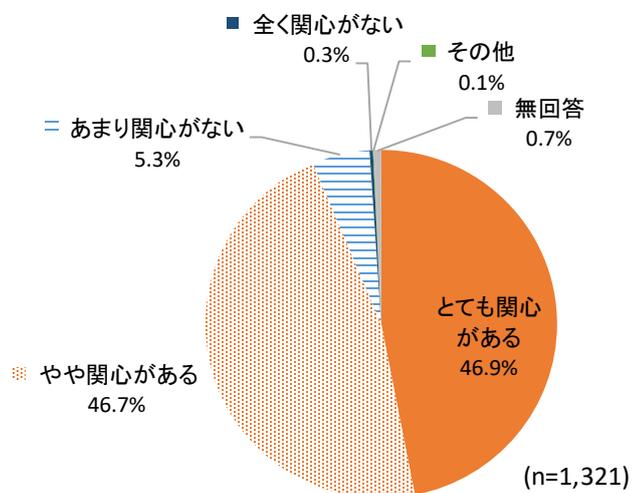
○「とても関心がある」(46.9%)と「やや関心がある」(46.7%)がほぼ同数であり、回答者の9割以上が環境に関することに一定の関心を持っている。



問2 あなたは、地球温暖化問題に関心がありますか。(○は1つ)

○「とても関心がある」(51.1%)が最も多く、次いで「やや関心がある」(42.5%)が多い。

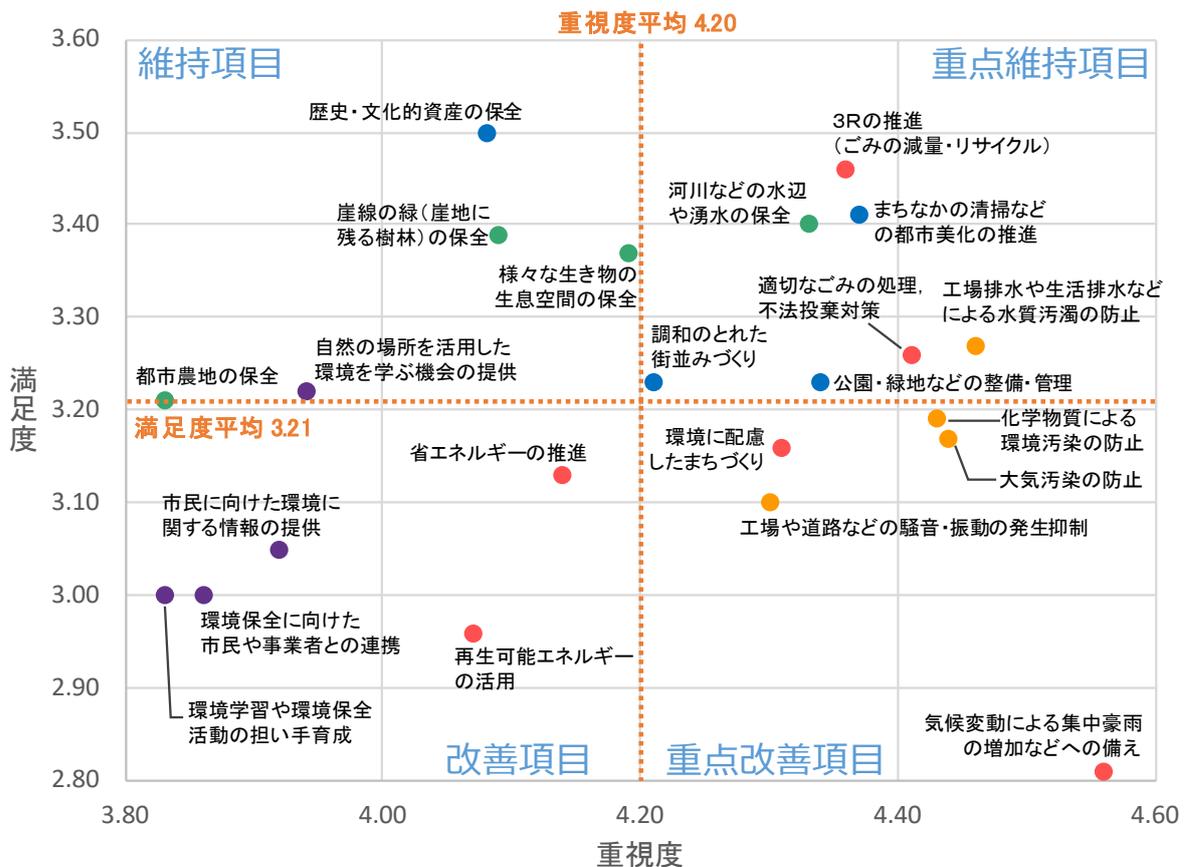
○「問1 環境に関すること」と同様に、回答者の9割以上が地球温暖化問題に関することに一定の関心を持っている。



イ 市の施策に対する評価と期待

問3 調布市環境基本計画に定める5つの基本目標に基づく施策・取組についてお聞きします。それぞれの施策・取組に対する①満足度と②重視度について、項目ごとにあなたの考えにもっとも近い答えを1つずつ選んでください。(①満足度, ②重視度のそれぞれについて○を1つ)

- 満足度・重視度ともに高く、重点的に維持することが望まれる施策・取組は、基本目標2に関する施策・取組(「まちなかの清掃などの都市美化の推進」, 「調和のとれた街並みづくり」, 「公園・緑地などの整備」)や、基本目標4のうち循環型まちづくりに関する施策・取組(「3Rの推進(ごみの減量・リサイクル)」, 「適切なごみの処理, 不法投棄対策」)などである。
- 満足度は高いが重視度は平均からやや低く、今後も維持することが望まれる施策・取組は、主な基本目標1に関わる施策・取組(「崖線の緑(崖線に残る樹林)の保全」, 「様々な生きものの生息空間の保全」等)である。
- 満足度は低いが重視度が高く、重点的な改善が求められる施策・取組は、「気候変動による集中豪雨の増加などへの備え」であるが、調査期間中に台風19号により調布市を含む多摩川沿川地域をはじめ各所で大規模な水害が発生したことが、回答に影響した可能性がある。
- 満足度・重視度ともに低く、改善を要する施策・取組は、基本目標5に関する施策・取組(「市民に向けた環境に関する情報の提供」, 「環境学習や環境保全活動の担い手育成」, 「環境保全に向けた市民や事業者との連携」等), 基本目標4のうち低炭素型まちづくりに関する施策・取組(「省エネルギーの推進」, 「再生可能エネルギーの活用」等)である。



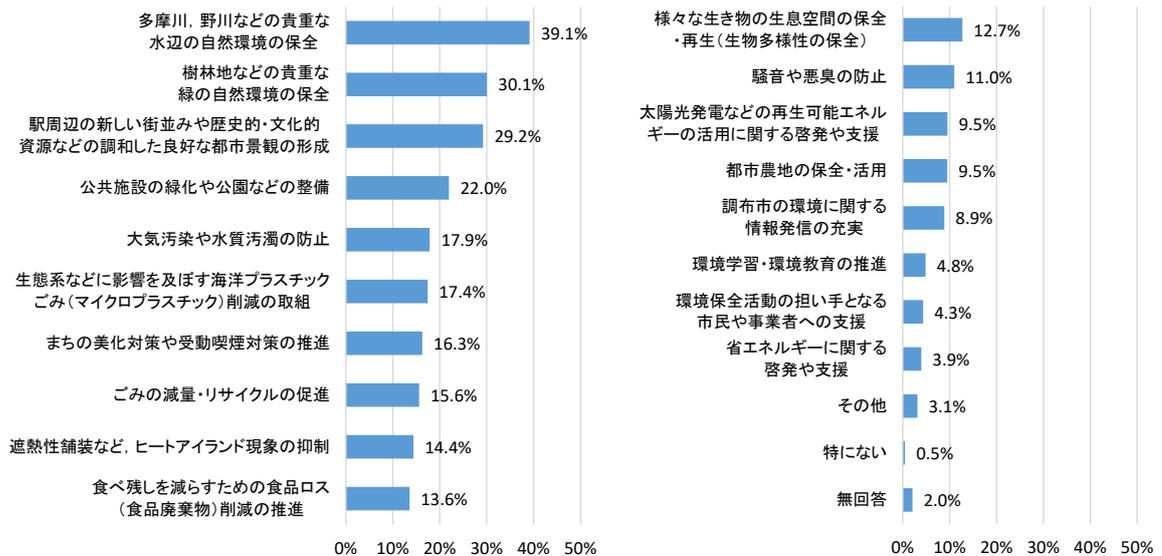
【満足度・重視度の算出方法】

- ①満足度と②重視度の各選択肢に以下のスコアを設定した。
 - ① 満足度：満足5，やや満足4，どちらでもない3，やや不満2，不満1
 - ② 重視度：重視する5，やや重視する4，どちらでもない3，あまり重視しない2，重視しない1
- 各選択肢のスコア×回答数の合計値を，無回答を除いた回答数の合計で割った値を各施策の満足度，重視度の値として算出した。

計算式：{(各選択肢のスコア [A] × 回答数 [B]) の合計} ÷ 無回答を除いた回答数の合計 [C]

問4 今後の調布市の環境施策において、充実させていくべきだと思う項目は何ですか。(〇は3つまで)

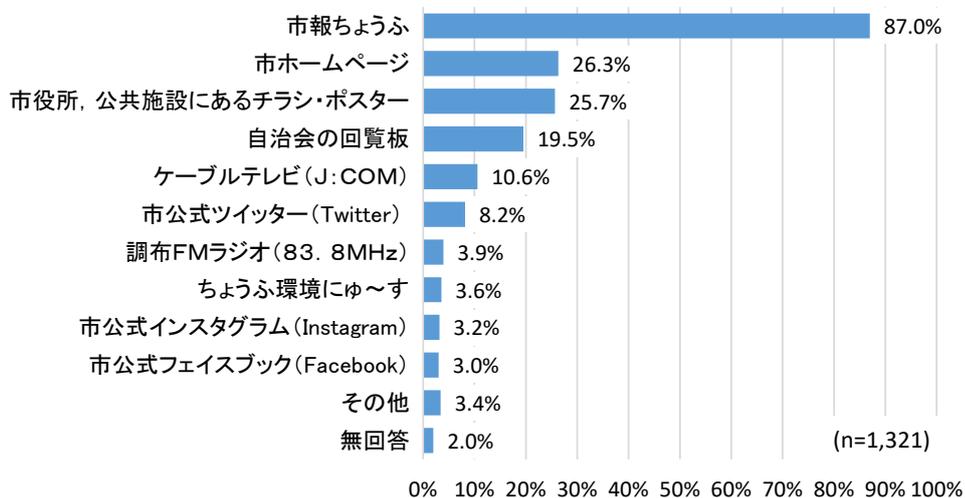
〇今後充実させていくべきだと思う環境施策は、「多摩川、野川などの貴重な水辺の自然環境の保全」(39.1%)、「樹林地などの貴重な緑の自然環境の保全」(30.1%)、「駅周辺の新しい街並みや歴史的・文化的資源などの調和した良好な都市景観の形成」(29.2%)の順に多い。



問5 あなたは、調布市からの案内や情報について、どこで入手されていますか。また、どのような媒体であれば入手できると思いますか。(〇はいくつでも)

〇市からの案内や情報を入手しているまたは入手できると思う手段は、「市報ちょうふ」(87.0%)が最も多く、次いで「市ホームページ」(26.3%)、「市役所、公共施設にあるチラシ・ポスター」(25.7%)の順に多い。

〇紙媒体(市報ちょうふ、チラシ・ポスター、自治会の回覧板)の割合が高く、SNS(ツイッター、フェイスブック、インスタグラム)の割合は紙媒体に比べ低い。



ウ 環境に配慮した行動の取組状況

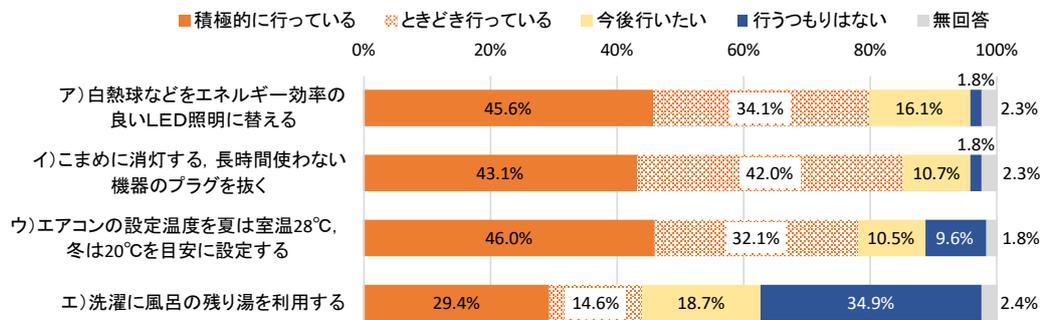
問6 あなたの環境に配慮した行動への取組状況を教えてください。(○はそれぞれ1つ)

○住宅や機器の所有状況に関係なく、市民の意識次第で実行可能な「①省エネルギーに関すること」、「②消費、資源・ごみに関すること」、「⑤地域の環境保全に関すること」について、「積極的に行っている」と「ときどき行っている」を合計した割合が高い行動は、「ごみの分別を行う」、「買い物にはエコバッグを持っていく」、「こまめに消灯する、長い時間使わない機器のプラグを抜く」である。

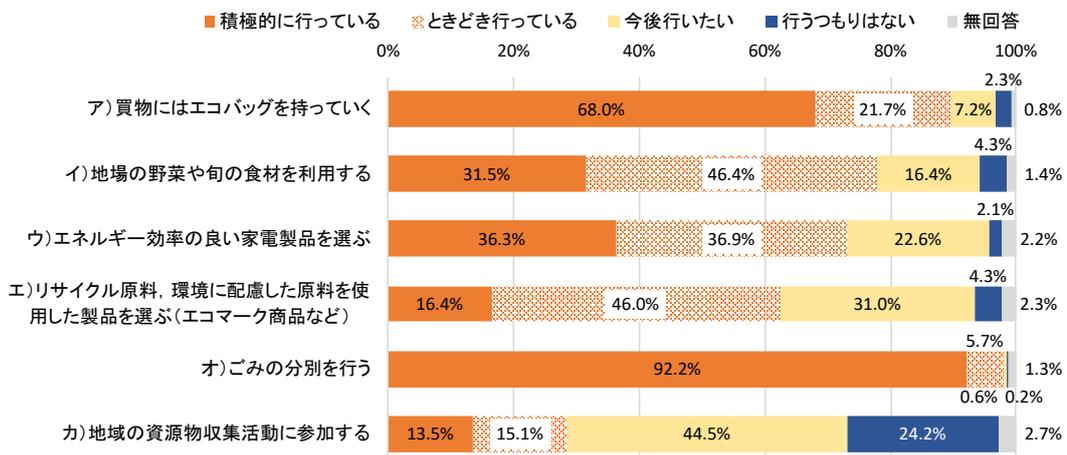
「積極的に行っている」と「ときどき行っている」を合計した割合が低い行動は、「環境教育や学習に関する活動に参加し、環境への理解を深める」、「身近な緑や水を守る活動に参加する」、「地域のごみ拾いなど環境美化活動に参加する」、「地域の資源物収集活動に参加する」等、環境学習や啓発、実践活動に関わる行動が多い。しかし、「今後行いたい」と回答した割合も高いことから、関心はあるが、参加するきっかけがない状況にあると推測される。

○所有状況により対策の実施可否が大きく変わる、「③自動車に関すること」、「④住宅に関すること」については、「窓ガラス、サッシ、ドアを断熱性・気密性の高いものにする」、「高効率給湯器を導入する」、「エコドライブを実践する」など、導入コストがかからない、もしくは比較的安い対策について「すでに行っている」の割合が高い。

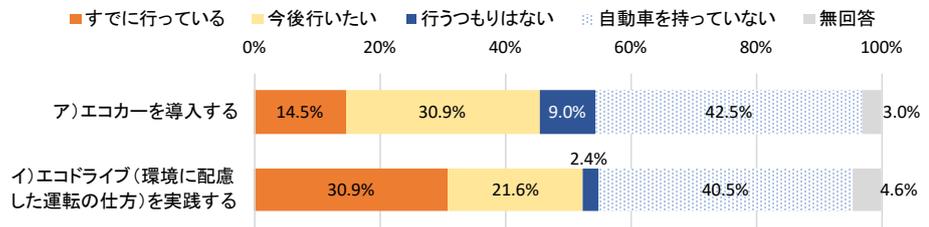
①省エネルギーに関すること



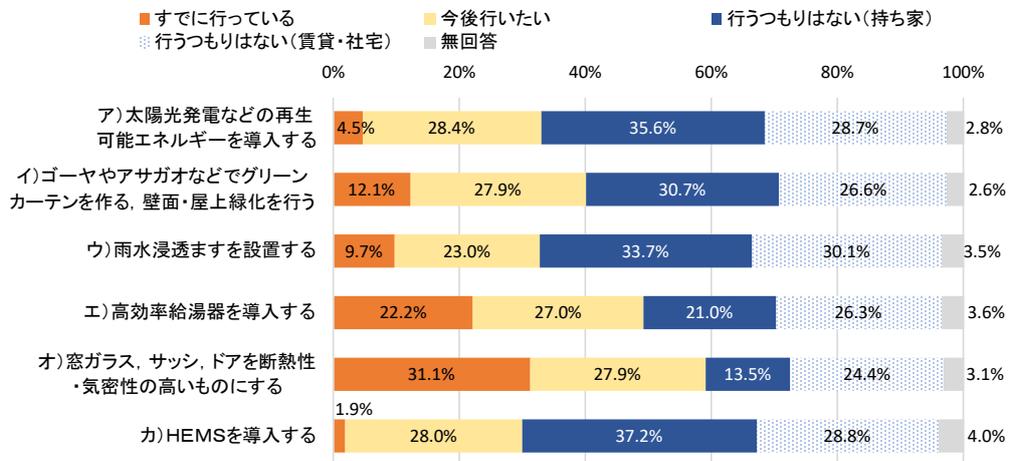
②消費、資源・ごみに関すること



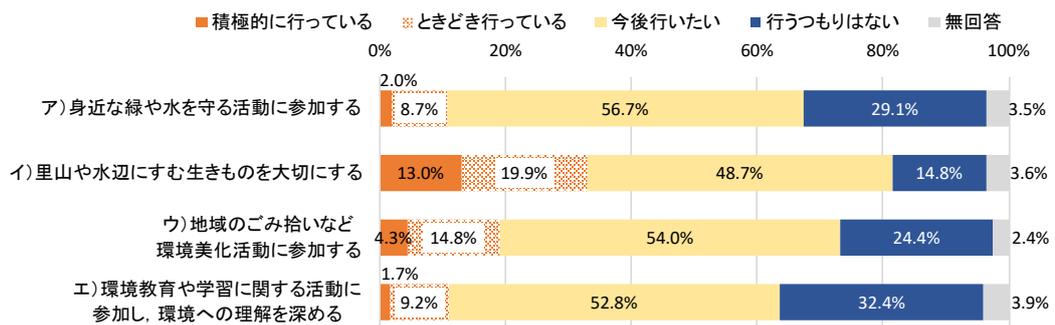
③自動車に関すること



④住宅に関すること



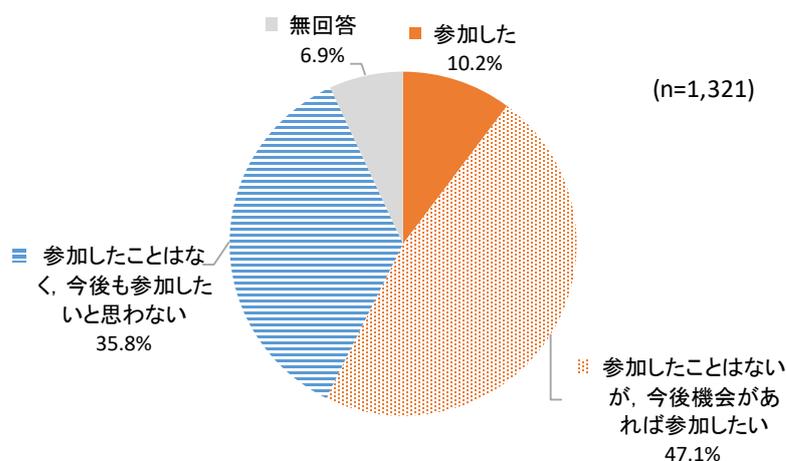
⑤地域の環境保全に関すること



エ 市民協働の促進に向けた課題と市民の意向

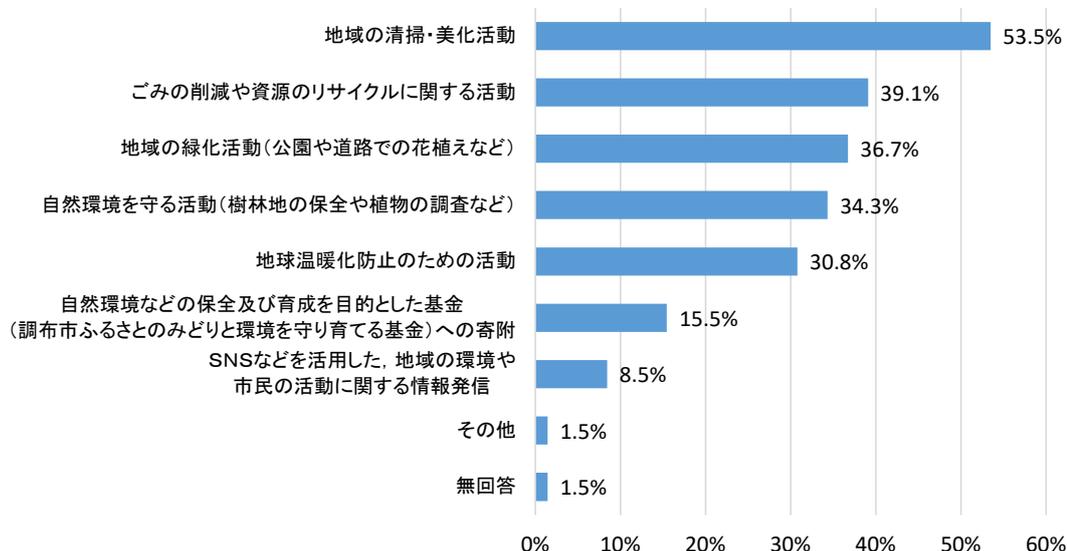
問7 あなたは、ここ1年間に、地域の環境活動に参加したことがありますか。(〇は1つ)

○ここ1年間に、地域の環境活動に「参加した」回答者は、約1割である。
 ○約半数が「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」としている一方で、3割強は「参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」と考えている。



問8 問7で「1 参加した」、「2 参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」と答えた方に伺います。どのような活動に参加しましたか、もしくは参加してみたいですか。(〇はいくつでも)

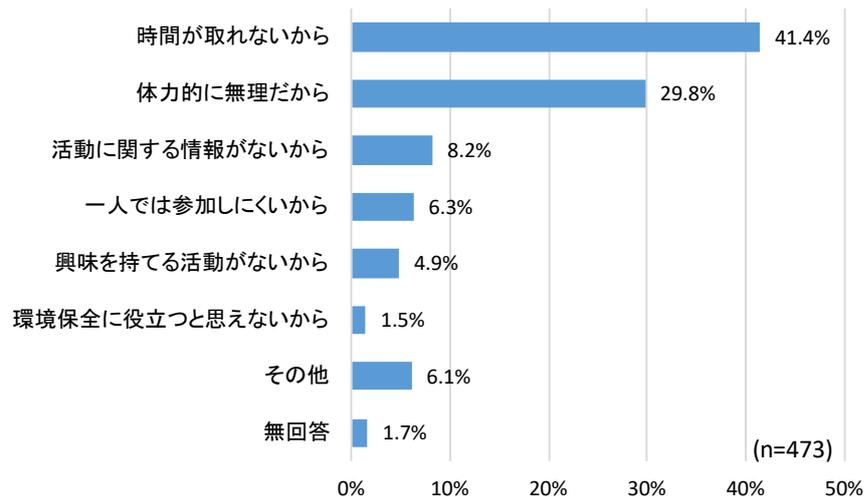
○地域の環境活動に関心のある層が、参加した、または参加してみたい活動は、「地域の清掃・美化」(53.5%)が最も多く、次いで「ごみの削減や資源のリサイクルに関する活動」(39.1%),「地域の緑化活動(公園や道路での花植えなど)」(36.7%),「自然を守る活動(樹林地の保全や植物の調査など)」(34.3%)が多い。



問9 問7で「3 参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」と答えた方に伺います。地域の環境活動に参加したいと思わない理由は何ですか。

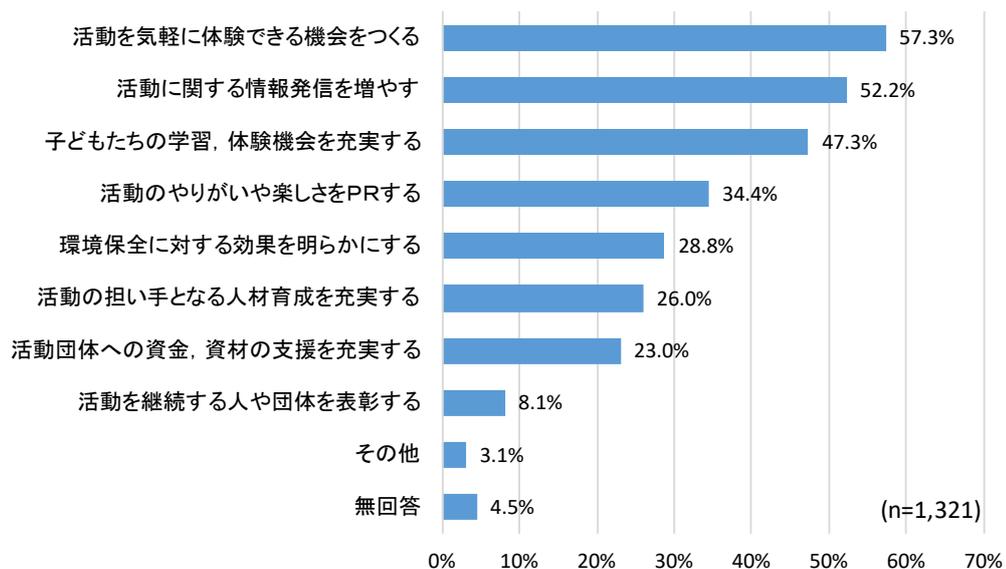
(○は1つ)

○地域の環境活動に関心のない層が、参加したいと思わない理由は、「時間が取れないから」(41.4%)、「体力的に無理だから」(29.7%)が多い。



問10 すべての方に伺います。地域の環境活動や環境活動団体に参加する人を増やしていくために、どのような取組が重要だと思いますか。(○はいくつでも)

○地域の環境活動等への参加促進に重要だと考える取組は、「活動を気軽に体験できる機会をつくる」(57.3%)、「活動に関する情報発信を増やす」(52.2%)、「子どもたちの学習、体験機会を充実する」(47.3%)が多い。



(2) 調布市環境基本計画中間報告会～みんなで語ろう ちょうふの環境の いまとこれから～ 市民ワークショップ実施結果

①開催概要

ア 目的

「調布市環境基本計画」(平成 28 年 3 月)の中間見直しにあたり、計画に基づく市のこれまでの取組を広く市民に発信するとともに、有識者による講演を通じて身近な環境問題に対する市民の関心喚起を図り、さらなる取組の推進に向けて、市民の意見を伺う場をつくることを目的とし、ちょうふ環境市民会議の協力のもと、開催した。

イ 日時・場所

令和 2 年 1 月 25 日(土) 教育会館 研修室 301・302

ウ 参加者数

45 名

エ ワークのテーマと意見・アイデア出しの視点

班	テーマ	意見・アイデア出しの視点
1 班 5 班	緑と水, 多様な生物の保全, 快適で美しいまちづくり	①あなたが考える課題 ・環境基本計画の進捗に対する評価 ・進捗状況を踏まえ改善が必要な取組 ・計画策定後の環境や社会の変化に対し必要な取組 ②課題解決のために、わたしたち(市民・事業者・市)にできること
2 班	低炭素まちづくり(地球温暖化対策), 気候変動による影響への適応	
3 班	循環型まちづくり(ごみ減量, マイクロプラスチックごみ, 食品ロス)	
4 班	市民協働, みんなの力でより良い環境を目指すまちづくり	

②主な意見

テーマ1 緑と水、多様な生物の保全、快適で美しいまちづくり

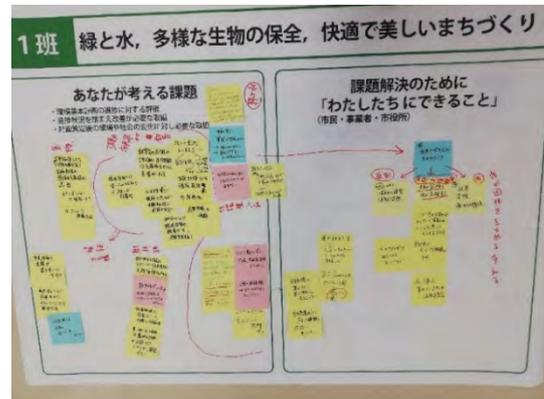
【課題】

- ・国分寺崖線や調布駅前広場の緑の保全、昔ながらの緑ある住宅地の街並みの保全が必要である。
- ・街路樹による緑陰の確保が必要だが、街路樹を剪定しすぎている。
- ・生物の生息状況の把握が十分ではない。
- ・保全活動に関する市民への情報提供、働きかけ、若い人の関わりが不足している。
- ・台風の後の河川敷や公園内の自販機周辺にごみが多い。

【わたしたち（市民・事業者・市）にできること】

- ・農地や緑地の買取りを進める、保全されている箇所を支援するなど、まちなかの緑を残す方法を考える。
- ・街路樹の剪定方法、街路樹と道路の関係を見直す。
- ・市民、市民団体が持っている生物の生息状況などに関する情報を集めて活用する。
- ・担い手の確保に向け、年齢別のアプローチや、子どもたちが緑や水、農地に触れる機会の増加を考える。
- ・ごみ捨てのマナーの啓発、多摩川河川敷のごみ拾い・清掃活動を行う。

■ 1班による検討・発表の様子



■ 5班による検討・発表の様子



テーマ2 低炭素まちづくり（地球温暖化対策）、気候変動による影響への適応

【課題】

- ・低炭素から「脱炭素」（ゼロエミッション）への移行，市民の意識改革が必要である。
- ・今までより厳しい温室効果ガス削減目標，市民が何をしたらよいかを理解できる具体的な目標が必要である。
- ・再生可能エネルギーの利用が進んでいない。
- ・住宅における電気のつくり方，使い方を改めていかなければならない。
- ・これまでにない台風に対する十分な備えと，市民のサバイバル力向上が必要である。
- ・若い世代への働きかけ，子どもの環境教育が不足している。

【わたしたち（市民・事業者・市）にできること】

- ・市民の意識改革に向け，市から「地球温暖化非常事態宣言」を出すべきではないか。
- ・課題，目標を見える化し，市民が身近に成果を感じられるようにする。
- ・再生可能エネルギーの利用を進めるため，電力の調達先を100%再生可能エネルギーに変える，一定規模以上の開発事業に再生可能エネルギー設備の設置を義務付ける。
- ・マンションのバルコニーで発電できる太陽光パネルを普及させるなど，住宅のエネルギー対策への支援を充実させる。
- ・災害時の電源確保にもつながる太陽光発電＋蓄電池，EV＋蓄電池の設置を進める。
- ・子どもたちが地球温暖化問題，自然エネルギーを学習・体験できる機会，親子で学ぶ機会，若い世代も楽しんで参加できる機会をつくる。

■ 2班による検討・発表の様子



テーマ3 循環型まちづくり（ごみ減量、マイクロプラスチックごみ、食品ロス）

【課題】

- ・きちんと回収されたプラごみは、海洋ゴミにならない。ポイ捨てされるごみへの対策が必要である。
- ・食品の過剰包装を見直す必要がある。
- ・プラスチック製品の便利さに代わるもの、再利用できるプラスチック（厚みのあるプラスチック等）が必要である。
- ・ごみ分別についての周知、ペットボトルのポイ捨て防止が必要である。
- ・小中学生に環境意識を持ってもらうための機会が不足している。
- ・ポイ捨てをなくすために意識を変える方法を探す必要がある。

【わたしたち（市民・事業者・市）にできること】

- （市民）
- ・紙ごみ、ペットボトルのキャップ、容器包装プラスチックなどの分別を徹底する。
 - ・市内のごみ拾い活動をグループ、自治会で行う。
- （事業者）
- ・容器包装類の回収、食品の量り売りを推進する。
 - ・プラスチックの代替品の開発を進める。
- （市）
- ・SDGsの教育を進め、プラスチックごみ対策は海洋汚染以外ともつながっていることを周知する。

■ 3班による検討・発表の様子



テーマ4 市民協働，みんなの力でより良い環境を目指すまちづくり

【課題】

- ・若い人の参加が少なく，子育て世代の親の声を聴く場がない。
- ・未来を担う人材である子どもの育成，そのための学校との連携が必要である。
- ・協働が言葉だけになっており，地域と行政の交流会はあっても議論ができていない。
- ・問題の可視化，きめ細かな情報発信が必要である。
- ・市からのPR，広報が一方通行になっている。

【わたしたち（市民・事業者・市）にできること】

- ・子どもたちの提案力を伸ばす取組を進める（例：子どもが自分の感性で意見や思いを言える能力を高める，オリパラ教育に環境問題を取り入れて子どもたちができることを考える，各小学校に「生物部」をつくるなど）。
- ・学校と地域活動を市が仲介するなど，地域と学校や市の連携を進める。
- ・協働に対する市職員の意識を変え，組織横断的な情報共有を行う。
- ・市の環境問題に対する YouTube チャンネルをつくる，電車内や改札口での広告，街灯ビジョン等で動画を発信するなど，情報が行き届きにくい世代に向けた情報発信を充実させる。

■ 4班による検討・発表の様子

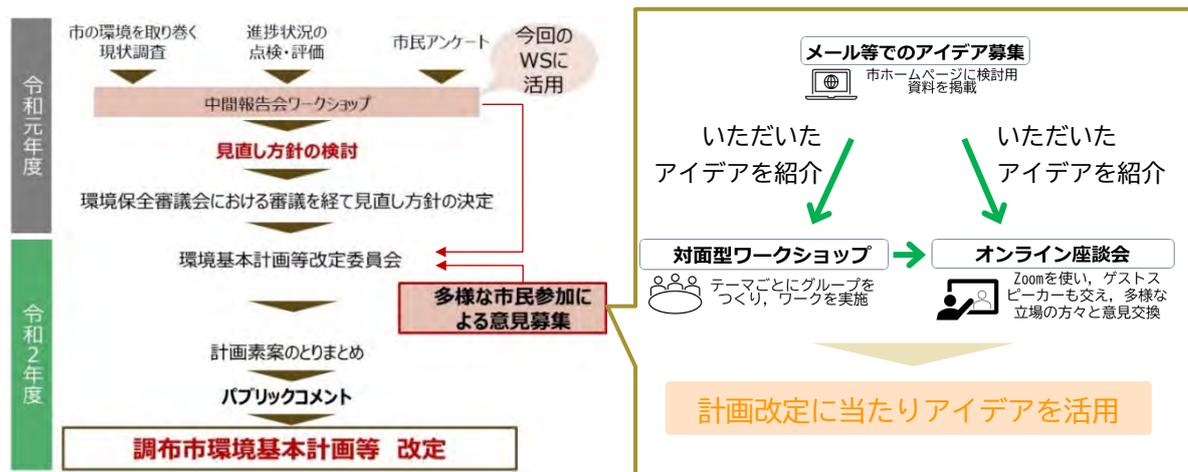


(3) 未来につなぐ調布の環境 市民ワークショップ実施結果

①開催内容

ア 目的

「調布市環境基本計画」(平成28年3月)及び「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定に当たり、今後の環境に関する取組についてアイデアをいただくため、「メール等でのアイデア募集」、「対面型ワークショップ」、「オンライン座談会」を開催した。



イ テーマ

国や東京都の環境施策の動向や、令和元年度に実施した「市民アンケート調査」、「市民ワークショップ」等から整理し、設定した。

里山環境の保全

【アイデアをお寄せいただきたいこと】

- 里山の魅力を発信し、保全活動への新規の参加者を増やすには？
- 樹林地、水辺、農地が一体となった環境を守っていくためには？

ストップ地球温暖化！新しいライフスタイル

【アイデアをお寄せいただきたいこと】

- 住居や車等から排出される二酸化炭素を減らす暮らし方は？
- エネルギーや温暖化について効果的な情報発信は？
- 暮らしの中で異常気象に伴う熱中症対策を進めるには？

環境保全活動の体験

【アイデアをお寄せいただきたいこと】

- 子どもたちや若い世代に情報を届け、活動に参加できるようにするには？
- 環境教育・環境学習を充実させるには？
- 関心はあるが活動に参加していない層が気軽に参加できるきっかけをつくるには？

ウ 開催概要

それぞれの開催概要は以下のとおりである。

オンライン座談会は、意見が出やすいよう、テーマを「② ストップ地球温暖化！新しいライフスタイル」に絞って実施した。

	手法		
	メール等でのアイデア募集	対面型ワークショップ	オンライン座談会
期間/ 開催日時	令和2年10月5日（月） ～ 10月22日（木）	令和2年10月24日（土） 午後2時～4時	令和2年10月30日（金） 午後3時～4時30分
場所	—	教育会館 2階会議室	受託業者社内
対象の テーマ	①里山環境の保全 ②ストップ地球温暖化！新しいライフスタイル ③環境保全活動の体験	①里山環境の保全（1班） ②ストップ地球温暖化！新しいライフスタイル（2班・3班） ③環境保全活動の体験（4班）	②ストップ地球温暖化！新しいライフスタイル
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに、これまでの経緯を取りまとめた資料と、意見を記入していただくご意見シートを掲載した。 資料を参考に、ご意見シートにご意見を記入していただき、メール、FAX等で意見をお送りいただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> テーマごとにグループを4つに分け、始めにワーク①、続いてワーク②を実施した。 ワーク① テーマごとに取組のアイデアを出しあった。 ワーク② ワーク①を基に、いちおしのアイデアを選び、実現のために市民・事業者・調布市ができることを出しあった。 	<ul style="list-style-type: none"> Zoomを活用して実施した。 事前に資料、URL、参加の注意点等を参加者にメール送付した。 当日は、ゲストスピーカーから事例紹介いただいたのち、テーマに基づいて意見交換を実施した。
参加人数/ いただいた ご意見	47件（人数：6人）	23人	9人 （ゲストスピーカーを含む）
協力		ちょうふ環境市民会議	ゲストスピーカー 調布まちなか発電（株） （非営利型事業者） 小峯充史 様

②いただいた主な意見

メール等でのアイデア募集，対面型ワークショップ，オンライン座談会の3つの手法でいただいたご意見を，テーマごとに集約して記載した。

ア 里山環境の保全

<メール等でのアイデア募集のアイデア>

【里山の魅力を発信し，保全活動への新規の参加者を増やすには？】

- ・調布駅前等，市民が集まる場所で情報発信（ポスター掲出等）をする。
- ・里山，森林の存在意義の講習を実施する。
- ・環境保全活動の市民団体を公募で立ち上げる。

【樹林地，水辺，農地が一体となった環境を守っていくためには？】

- ・小学校の生徒向けに米づくり体験を実施する。
- ・畑での野菜づくり（援農体験），田んぼでの米づくり体験学習をする。

<対面型ワークショップのアイデア>

ワーク① アイデア出し

【里山の魅力を発信し，保全活動への新規の参加者を増やすには？】

- ・里山の自然を体験できるようなイベントを開催する。
- ・簡単にできる取組を発信する。
- ・子どもたちが里山保全活動を体験する機会を増やす（小学校の授業に取り入れる等）。
- ・里山の魅力を紹介するコーディネーターを養成する。

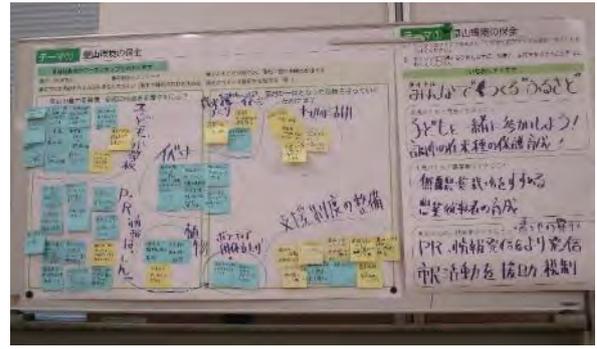
【樹林地，水辺，農地が一体となった環境を守っていくためには？】

- ・水辺に親しめる場所を増やす。

ワーク② いちおしアイデアと各主体ができること

アイデア名	みんなで作る“ふるさと”
アイデアの概要	子どもたちとともに環境活動に参加しながら，調布の自然環境を大切にできる循環型の地域を形成していく。
実現のために 市民 ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒に参加する。 ・調布の在来種の保護育成をする。
実現のために 事業者 ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・無農薬栽培を進める。 ・農業従事者を育成する。
実現のために 調布市 ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の買取りを進める。 ・PR・情報をより発信していく。 ・市民活動の援助・税制の改善を進める。

■ 1班による対面型ワークショップの様子



イ ストップ地球温暖化！新しいライフスタイル

<メール等でのアイデア募集のアイデア>

【住居や車等から排出される二酸化炭素を減らす暮らし方は？】

- ・ 新築建物の低炭素化を進める。
- ・ 自転車で安全に移動できる道路網整備と広報活動を実施する。
- ・ 地産地消を強化する。

【エネルギーや温暖化について効果的な情報発信は？】

- ・ 調布駅前等，市民が集まる場所で情報発信（ポスター掲出等）をする。
- ・ 温暖化の影響度の分析と報告をする。

【暮らしの中で異常気象に伴う熱中症対策を進めるには？】

- ・ 再エネ・EV（電気自動車）等蓄電設備を活用して災害時のエネルギーを確保する。
- ・ 太陽光発電以外の発電（風力，バイオマスなど）を検討する。

<対面型ワークショップのアイデア>

■ 2班のワーク

ワーク① アイデア出し

【住居や車等から排出される二酸化炭素を減らす暮らし方は？】

- ・ 地産地消で輸送CO₂を減らす。
- ・ 生ごみを有効利用（燃やさない）する。
- ・ 移動にはできるだけ公共交通手段を使う。
- ・ 家庭への再生可能エネルギー導入の補助金申請をワンストップ化する。

【エネルギーや温暖化について効果的な情報発信は？】

- ・ ゼロカーボンシティ宣言をする。
- ・ 発電イベント（ソーラー工作，風力発電）を子どもの工作会で実施する。
- ・ 自然エネルギー電力会社に切り替える簡単さを発信する。

【暮らしの中で異常気象に伴う熱中症対策を進めるには？】

- ・ グリーンインフラ（屋上緑化など）を整備する。
- ・ 緑地保全を進める。

ワーク② いちおしアイデアと各主体ができること

アイデア名	エネルギーと食の地産地消	
アイデアの概要	市もしくは市の近くで発電されたエネルギーを使い，地元の農産物を積極的に活用する。	
実現のために 市民 ができること	<p>【エネルギー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元電力会社を選ぶ。 ・改築して再エネに転換する。 <p>【農】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家に生ごみを持参して堆肥化する。 ・ゼロ生ごみ化を進める。 	<p>【（取組を広げるための）キャンペーンの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しくおいしく発見のあるイベントを駅前で行う。
実現のために 事業者 ができること	<p>【エネルギー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費を削減する。 ・再エネに転換する。 ・バイオ発電を検討する。 <p>【農】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の野菜を全てのスーパーで取り扱う。 ・都市農地でソーラーシェアリングを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーと食のマルシェを開催する。 ・えねこや×農家とのコラボを行う。
実現のために 調布市 ができること	<p>【施策・宣言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市農業を，温暖化対策を含む環境対策の中核に位置付ける。 ・気候危機宣言，2050 脱炭素シティ宣言，気候非常事態宣言をする。 <p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に，地元で有機栽培された食材を使う。 <p>【助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性プラスチックのビニール袋の助成金を交付する。 ・既存住宅の断熱改修方法の講座を実施したり，補助金を交付したりする。 	

■ 2班による対面型ワークショップの様子



■ 3班のワーク

ワーク① アイデア出し

【住居や車等から排出される二酸化炭素を減らす暮らし方は？】

- ・新築住宅の低炭素化（断熱・再エネ・給油）をする。
- ・集合住宅の断熱化（窓の気密を高める）を進める。
- ・集合住宅の共有部を再エネ比率の高い電気にする。

【エネルギーや温暖化について効果的な情報発信は？】

- ・プラスチックの削減を企業に呼びかける。
- ・省エネ機器の買換え、適切な機器選定のための情報を提供する。
- ・エネルギー使用量の見える化を図る。（他の家との相対比較、省エネのアドバイスの情報提供等）

【暮らしの中で異常気象に伴う熱中症対策を進めるには？】

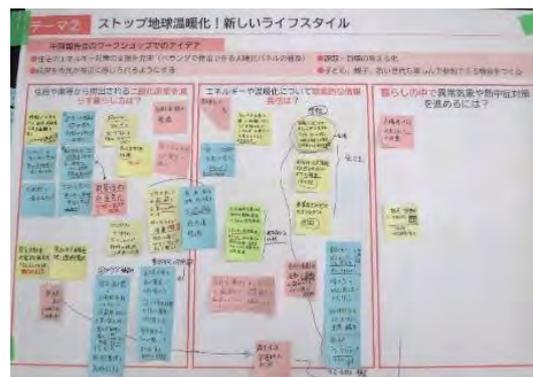
- ・太陽光による水素ステーションを設置する。
- ・拠点災害時に地域全体でエネルギーを供給する。

ワーク② いちおしアイデアと各主体ができること

アイデア名	ゼロカーボンショールームづくり
アイデアの概要	・ゼロカーボン*の取組を取り入れた施設を市内各所に設置し（学校、事業所、カフェ等）、ショールームのようにみることができるようにする
実現のために 市民ができること	・自宅に緑のカーテンを設置する等、ゼロカーボンの仕組みを少しでも住宅に取り入れる。 ・家庭の取組アイデアのコンテストを行い、紹介する。
実現のために 事業者ができること	・オフィスビル、カフェ等の施設をゼロカーボン化する。
実現のために 調布市ができること	・ゼロカーボンシティ宣言をする。 ・学校をゼロカーボン化し、学校教育にエネルギー教育を取り入れる。 ・市民や事業者の取組を表彰する。

※ゼロカーボン：二酸化炭素（CO₂）の排出量と吸収量のバランスがとれ、実質ゼロになっている状態

■ 3班による対面型ワークショップの様子



<オンライン座談会のアイデア>

【住宅・事業所で再エネの活用を促進していくためには？】

- ・再エネ導入によるメリット，最新の技術等の情報発信する場を調布駅のような人の集まる場所に設置する。
- ・太陽光パネルの設置にかかる費用や，必要な手続きが体系的に分かる機会をつくる（フェアを企画し情報発信をするなど）。
- ・住宅の熱を外に漏らさないための，身近な取組を発信する（住宅を断熱する方法と効果の発信等）
- ・行政による取組の評価，貢献度の見える化の仕組みを整える。
- ・太陽光パネルの設置のための補助金の申請手続きを簡素化する。
- ・食育と連動させて進める。
- ・学校教育にエネルギー教育を取り入れる。
- ・日頃の消費活動を見直し，プラスチックを使っていない日用品を取り入れる，地元の商品を使う等の取組を進める。

■オンライン座談会実施風景



ウ 環境保全活動の体験

<メール等でのアイデア募集のアイデア>

【子どもたちや若い世代に情報を届け、活動に参加できるようにするには？】

- ・小中学校の学校公開日に環境保全に関する体験授業を行う。
- ・親も体験に巻き込むことで多くの人の参加機会をつくる。

【環境教育・環境学習を充実させるには？】

- ・里山の1年を米づくりで体験できる環境学習事業を実施する。

【関心はあるが活動に参加していない層が気軽に参加できるきっかけをつくるには？】

- ・環境活動の記録（場所・時間・内容）、今後の活動予定を地図上（WEB上）に分かりやすくまとめて発信する。
- ・SNSを活用した情報発信を行う。

<対面型ワークショップのアイデア>

ワーク① アイデア出し

【子どもたちや若い世代に情報を届け、活動に参加できるようにするには？】

- ・環境に関する映画の上映会を実施する。（親子で参加）
- ・地図上に活動場所や活動内容を落とし込んで公開する。

【環境教育・環境学習を充実させるには？】

- ・子どもを対象とした環境イベントを行い、家族にも関心を持ってもらう。
- ・小学校の総合学習で自然体験をする時間をつくり、環境活動団体が支援する。

【関心はあるが活動に参加していない層が気軽に参加できるきっかけをつくるには？】

- ・事前申込みをしなくても飛び込み参加できるイベントを実施する。
- ・ボランティア手帳を作成する。

ワーク② いちおしアイデアと各主体ができること

アイデア名	親子で楽しむ環境体験	
アイデアの概要	親子で環境活動に参加し、活動への参加者のすそ野を広げる	
実現のために 市民 ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3か月に1回程度、動画の配信を行い、環境活動を広める。 ・環境ボランティア手帳を作成する。 ・親子で参加しやすいイベントを実施する。 ・駅前等の街頭で環境活動を宣伝する。 	環境通貨の運用 市民：利用 事業者：適用 市：運用
実現のために 事業者 ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前等の街頭で環境活動を宣伝する。 ・環境通貨を発行する。 	
実現のために 調布市 ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前等の街頭で環境活動を宣伝する。 ・環境活動体験やイベントを集約したホームページや地図を作成する。 ・go to 環境のような施策で市民の環境活動を促す。 	

■ 4班による対面型ワークショップの様子



6 環境指標の考え方

基本目標	方針	施策	環境指標	基準値		
1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち	1-(1) 緑と水の保全・再生	1-① 緑の保全	みどり率	36.0% (平成22年度)		
			公共が保全する緑の面積	146.63ha (平成26年度)		
		1-② 水循環の回復と水環境の再生	浸透施設等の設置による雨水の浸透能力	66,828m ³ /h (平成26年度)		
		1-③ 都市農地や里山環境の維持・保全	生産緑地地区の年間追加指定件数	7件 (平成30年度)		
			市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	5箇所 (平成26年度)		
	1-(2) 生物多様性の保全・活用	1-④ 生物の生息空間の保全	自然環境調査の実施回数	7回 (平成26年度)		
			特定外来生物(植物)駆除活動対象面積	875m ² /回 (平成26年度)		
		1-⑤ 多様な自然環境の活用	自然体験学習の参加人数	877人 (平成26年度)		
		2 人と環境が調和する快適で美しいまち	2-(1) 美しい街並みの形成	2-① 景観形成の推進	無電柱化道路延長	0m (平成26年度)
					公共が保全する緑の面積(再掲)	146.63ha (平成26年度)
2-② 歴史・文化環境の保全・継承	調布には優れた景観があると思う市民の割合			82.5% (平成30年度)		
2-(2) 快適な空間の確保	2-③ まちのうるおいの創出	花いっぱい運動の実施箇所数	34箇所 (平成26年度)			
		市民一人当たりの公園面積	5.77m ² (平成26年度)			

現況	目標値	環境指標と目標値の設定理由
34.1% (令和元年度)	34.1% (令和7年度)	調布市緑の基本計画(令和3年3月)の目標値と目標値の設定理由を踏まえ、目標値は現状維持として設定した。
149.27ha (令和元年度)	149.85ha (令和7年度)	調布市基本計画(平成27年3月)の「水と緑による快適空間づくり」施策におけるまちづくり指標として、平成30年度の目標値149.5haと掲げていた。この数値に0.05ha×7年=0.35haを加え、令和7年度の目標値を設定した。
102,666m ³ /h (令和元年度)	【H26～R7の累計】 136,400m ³ /h (令和7年度)	東京都豪雨対策基本方針(改定)(平成26年6月)に基づき、令和19年度までに市全体で時間10ミリ相当の雨水の流出を抑制(雨水浸透能力では202,000m ³ /h)することを目標としていることから、令和7年度の調布市の目標値を算出し、設定した。
9件 (令和元年度)	【R元～R4の累計】 20件 (令和4年度)	調布市基本計画(令和元年5月)の「都市農業の推進」施策におけるまちづくり指標として、令和元年度から令和4年度までの累計件数を20件とすることを掲げていることから、この目標を目指すこととして設定した。
5箇所 (令和元年度)	8箇所 (令和7年度)	平成26年度実績は5箇所。現在、市が管理している崖線の中で、市民との協働で管理を行うことが可能な崖線の数から、令和7年度の目標値を設定した。
【H28～R元の累計】 23回 (令和元年度)	【H28～R7の累計】 63回 (令和7年度)	平成26年度実績は、おおむね3年に1回実施している湧水調査、自然環境調査を兼ねて実施した環境モニター活動5回、水生生物調査1回の合計回数。令和7年度の目標値は、(自然環境調査5回+水生生物調査1回)×10年+湧水調査3回=63回として設定した。
【H28～R元の累計】 7,000m ² (令和元年度)	【H28～R7の累計】 17,500m ² (令和7年度)	平成26年度実績は、特定外来生物(植物)の駆除活動を実施した1回当たりの活動面積。令和7年度の目標値は、875m ² /回×2回/年×10年=17,500m ² として設定した。
【H28～R元の累計】 5,032人 (令和元年度)	【H28～R7の累計】 9,000人 (令和7年度)	平成26年度実績は、こどもエコクラブ7回(延277人)、水辺の楽校4回(延319人)、雑木林ボランティア講座6回(延72人)、神代農場公開講座5回(延68人)、多摩川自然情報館月別イベント11回(141人)の合計人数。令和7年度の目標値は、877人/年×10年=8,770人≒9,000人として設定した。
【H28～R元の累計】 1,177m (令和元年度)	【H28～R7の累計】 1,380m (令和7年度)	令和7年度の目標値は、平成28年度時点で事業中の道路の距離に加え、東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(平成28年3月)のうち、調布市内で目標年度までに新設する道路の想定距離から設定した。
149.27ha (令和元年度)	149.85ha (令和7年度)	調布市基本計画(平成27年3月)の「水と緑による快適空間づくり」施策におけるまちづくり指標として、平成30年度の目標値を149.5haと掲げていた。この数値に0.05ha×7年=0.35haを加え、令和7年度の目標値を設定した。
85.1% (令和元年度)	90.0% (令和4年度)	調布市基本計画(令和元年5月)の「良好な市街地の形成」施策におけるまちづくり指標として、令和4年度に90.0%を掲げていることから、この目標を目指すこととして設定した。
46箇所 (令和元年度)	51箇所 (令和7年度)	花いっぱい運動の申請は、各年度において、前期・後期に受付を行っている。このどちらか一方または両方に申請があった箇所数を一箇所として実績数としている。令和7年度の目標値は、東京オリンピック・パラリンピック開催が予定された令和2年度まで年2箇所増を目指し、令和3年度～令和7年度は年1箇所増を目指すこととして設定した。
5.45m ² (令和元年度)	5.5m ² (令和7年度)	市民1人当たりの都市公園面積を5.5平方メートル以上確保することを、調布市都市公園条例で定めていることから、目標値を5.5m ² と設定した。

基本目標	方針	施策	環境指標	基準値
2 人と環境が調和する 快適で美しいまち	2-(2) 快適な空間の確保	2-④ 都市美化の推進	美化推進重点地区数	7地区 (平成26年度)
			美化活動に参加した市民の数	9,075人 (平成29年度)
3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち	3-(1) 公害のない環境の維持	3-① 大気汚染の防止	二酸化窒素(NO ₂)の環境基準の年間未達成日数	1日 (平成26年度)
			浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準の年間未達成状況	0日, 0時間 (平成26年度)
			微小粒子状物質(PM _{2.5})の環境基準の年間未達成状況	0日 (平成26年度)
		3-② 水質汚濁の防止	雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値(平均放流水質)	40mg/L以下 (平成26年度)
		3-③ 騒音・振動の発生抑制	道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数	1地点 (平成26年度)
			騒音・振動に係る事業者等への法令等に基づく指導・勧告・命令件数	0日 (令和元年度)
		3-④ 化学物質等の対策の推進	地下水の水質汚濁に係る環境基準不適合井戸数	0件 (令和元年度)
4 会を指すまち 脱炭素で循環型の社会を目指すまち	4-(1) 脱炭素化に向けたまちづくりの推進	4-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及	市域から排出されるCO ₂ 排出量	78.1万t-CO ₂ (平成25年度)
			市の公共施設及び車両から排出されるCO ₂ 排出量	15,843t-CO ₂ (平成25年度)

現況	目標値	環境指標と目標値の設定理由
8地区 (令和元年度)	11地区 (令和7年度)	平成26年度実績は7地区。3年毎に1地区増加すると見込み、令和7年度の目標値を設定した。
4,428人 (令和元年度)	11,000人 (令和4年度)	調布市基本計画(令和元年5月)の「生活環境の保全」施策におけるまちづくり指標として、令和4年度に11,000人という目標値を掲げていることから、この人数を維持するという考え方で、目標値を設定した。
0日 (令和元年度)	0日 (令和7年度)	平成26年度は、下石原測定局(常時測定局)において測定を行い、日平均値が0.06ppmを超えた日数が1日あった。 1時間値の1日平均値の環境基準適合状況を確認し、環境基準を超える日を出させないという考え方で令和7年度の目標値を設定した。
0日, 0時間 (令和元年度)	0日, 0時間 (令和7年度)	平成26年度は、下石原測定局(常時測定局)において測定を行い、環境基準を達成していた。 下石原測定局(常時測定局)は、平成26年度中に測定場所の工事のため撤去したが、平成27年度から四半期毎に同場所にて1週間の測定を行っていることから、1時間値の1日平均値と1時間値の環境基準適合状況を確認し、環境基準を超える日を出させないという考え方で令和7年度の目標値を設定した。
0日 (令和元年度)	0日 (令和7年度)	平成26年度は、国道20号(仙川町2-5)、鶴川街道(下石原1-16)、鶴川街道(多摩川1-51)にて、1週間の測定を行い、環境基準を達成していた。 目標値は、1日平均値の環境基準適合状況を確認し、環境基準を超える日を出させないという考え方で令和7年度の目標値を設定した。
9.2mg/L (令和元年度)	40mg/L以下 (令和7年度)	下水道法施行令により定められているBOD値40mg/l以下を基準値及び目標値とする。測定方法:総降雨量10mm~30mmの雨天時において、処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値(平均放流水質:汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値)を測定及び推計し、BOD値を算出する。
0地点 (令和元年度)	0地点 (令和7年度)	平成26年度は、全5地点について7日間の測定を行っている。この中で1地点が要請限度を超過していた。 令和7年度の目標値は、全5地点の測定箇所において要請限度の達成を目指し設定した。
0件 (令和元年度)	0件 (令和7年度)	騒音・振動の公害事象が発生した場合は、状況を確認後、第1段階として、事業所等に対し、発生した事象の対策を講じるよう要請している。令和元年度は、この第1段階で事象が解決しており、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例に基づく、指導・勧告・命令には至っていない状況である。この状況を維持するため、環境指標として設定した。
0件 (令和元年度)	0件 (令和7年度)	令和元年度の実績に基づき、令和7年度まで目標値を維持する数値を設定した。
68.4万t-CO ₂ (平成29年度)	63.3万t-CO ₂ (令和5年度)	調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の中期目標「令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比40%削減」を目指すため、また実績の算定が2年遅れとなることから、令和5年度の目標値を設定した。
14,413t-CO ₂ (令和元年度)	13,519t-CO ₂ (令和7年度)	第4次調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の短期目標から、街路灯使用によるCO ₂ 排出量を除き、目標値を設定した。

基本目標	方針	施策	環境指標	基準値
4 脱炭素で循環型の社会を目指すまち	4-(1) 脱炭素化に向けたまちづくりの推進	4-② 再生可能エネルギー等の利用推進	市民による太陽光発電設備の導入割合	4.1% (令和2年度)
			市民による再生可能エネルギー由来の電力購入割合	1.4% (令和2年度)
			公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力	993.8kW (平成26年度)
			50kW以上の高圧受電をしている公共施設における環境配慮契約施設の割合	0% (令和元年度)
		4-③ スマートシティの実現	街路灯のLED化割合 (LED化した街路灯基数の割合)	21.0% (平成30年度)
			自転車走行空間の整備延長距離数	17.35km (平成30年度)
		4-④ 気候変動への適応	地球温暖化及び気候変動に係る情報発信	25回 (平成26年度)
			浸透施設等の設置による雨水の浸透能力(再掲)	66,828m ³ /h (平成26年度)
	4-(2) 循環型まちづくりの推進	4-⑤ 3Rの推進によるごみの減量	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	374.2 g/人日 (平成29年度)
		4-⑥ ごみの適正処理	最終処分量(埋立量)	ゼロ (平成29年度)
総資源化率			43.5% (平成29年度)	
5 みんなの力でより良い環境を目指すまち	5-(1) 環境教育・環境学習の推進	5-① 環境意識の醸成	市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数	104回 (平成26年度)
			環境学習事業への小中学生の参加者数	1,141人 (令和元年度)
		5-② 学びと活動体験機会の充実	環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	12,403人 (令和元年度)
	5-(2) 連携・協働による環境保全活動の推進	5-③ 活動の担い手となる人材育成と活動支援	活動の担い手となる人材の人数	135人 (令和元年度)
		5-④ 様々な主体と活動の環の拡大	環境連携事業数	58回 (平成26年度)

現況	目標値	環境指標と目標値の設定理由
4.1% (令和2年度)	5% (令和7年度)	令和2年度に実施した調布市民意識調査結果を踏まえ、令和7年度までに約1%増やすことを目指し、目標値を設定した。
1.4% (令和2年度)	5% (令和7年度)	調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和3年3月)において、令和12年度までに8%程度の世帯が再生可能エネルギー由来の電力を購入することを旨とする目標を掲げていることから、令和7年度はその中間値として目標を設定した。
1,029.2kW (令和元年度)	1,043.5kW (令和7年度)	平成26年度実績に対して5%増加を見込み、令和7年度の目標値を設定した。
0% (令和元年度)	50% (令和7年度)	令和12年度までに、50kW以上の高圧受電をしている公共施設における環境配慮契約率100%を目指し、中間の50%を目標値とした。
24.6% (令和元年度)	63% (令和7年度)	調布市街路灯LED化推進計画(令和2年4月)に基づき、令和7年度の目標値を設定した。
20.89km (令和元年度)	34km (令和4年度)	調布市自転車ネットワーク計画(平成30年11月)に基づき、目標値及び目標年度を設定した。
29回 (令和元年度)	30回 (令和7年度)	平成26年度実績は、市報、市ホームページ等において、壁面緑化啓発、ライトダウンの実施、夏の省エネ、屋根貸し太陽光発電事業(ホームページは月1回更新の12回)、事務事業編実績報告、太陽光見学、冬の省エネの全7件について、市報及び市ホームページを通じた情報提供数。令和7年度の目標値は、2割情報提供数を増加させることを見込み設定した。
102,666m ³ /h (令和元年度)	【H26~R7の累計】 136,400m ³ /h (令和7年度)	東京都豪雨対策基本方針(改定)(平成26年6月)に基づき、令和19年度までに市全体で時間10ミリ相当の雨水の流出を抑制(雨水浸透能力では202,000m ³ /h)することを目標としていることから、令和7年度の調布市の目標値を算出し、設定した。
378.0g/人日 (令和元年度)	360g/人日 (令和4年度)	調布市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成31年3月)の目標値及び目標年度を設定した。
ゼロ (令和元年度)	ゼロ (令和4年度)	調布市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成31年3月)の目標値及び目標年度を設定した。
42.4% (令和元年度)	43% (令和4年度)	調布市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成31年3月)の目標値及び目標年度を設定した。
126回 (令和元年度)	130回 (令和7年度)	平成26年度実績は、環境年次報告書年1回、ちようふ環境にゆ〜す4回/年発行、市報掲載回数(記事数)99回/年。 令和7年度の目標は3割程度増を見込み設定した。
1,141人 (令和元年度)	1,260人 (令和7年度)	令和元年度の人数(水辺の楽校(658人)、こどもエコクラブ(152人)、多摩川自然情報館(子ども向け事業331人))の合計値を基に、令和7年度までに参加者人数を1割増加させることを目標とし、設定した。
12,403人 (令和元年度)	12,450人 (令和7年度)	調布市基本計画(令和元年5月)の「地球環境の保全」施策におけるまちづくり指標「環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数」の目標11,000人を既に達成していることから、更にその上の目標値を設定した。
135人 (令和元年度)	170人 (令和7年度)	令和元年度の人数(雑木林ボランティア講座の受講者数(18人)、多摩川自然情報館ボランティア解説員数(30人)、市内崖線樹林地での活動人数(35人)、こどもエコクラブサポーター(4人)、環境モニターサポーター(5人)、花いっぱいサポーター(43人))の合計値を基に、令和7年度までに登録人数を3割程度増加することを目標とし、設定した。
63回 (令和元年度)	70回 (令和7年度)	令和7年度の目標は、基準値から2割程度増加することを目標とし、設定した。 平成26年度の実績内訳は、環境モニター(5回)、そごろ歩き(2回)、こどもエコクラブ(7回)、雑木林ボランティア講座(6回)、京王多摩川駅周辺喫煙マナーアップ清掃(11回)、仙川駅周辺喫煙マナーアップ清掃(11回)、喫煙マナーアップキャンペーン(9回)のほか、環境活動交流会、情報館夏休みイベント、情報館まつり、多摩川クリーン作戦(春)、多摩川クリーン作戦(秋)、野川クリーン作戦、調布駅前クリーン作戦(各1回)

7 用語解説

※各用語に記載したページ番号は、初出のページを表します。

あ行	
アスベスト 〔p. 54〕	石綿のこと。熱や摩擦に強いいため切れにくく、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持つ天然の鉱物繊維。主に工業製品や建材等に使われてきたが、悪性中皮腫の発症要因として人の健康に影響を及ぼすことが知られるようになり、建築物の解体工事等では飛散防止対策が講じられるようになった。
雨水浸透ます 〔p. 32〕	側面に多数の孔をあけたますのこと。これを地中に埋め雨どいと接続することで、降った雨を地中へ浸透させ、洪水の防止と地下水の涵養を図る。調布市では、現在、一部の地域を除いて、既存の一般住宅及び個人の所有する集合住宅等の雨どいの近くで1 m ² 程度の広さがある場所を対象に、1宅地当たり6基まで無料で設置できるよう助成している。
温室効果ガス 〔p. 1〕	二酸化炭素やメタンなど、地表から放出される赤外線を吸収する気体のこと。これらの大気中の濃度が高まると大気圏内の温度が上がるため、地球温暖化の原因とされている。
か行	
カーボンニュートラル 〔p. 2〕	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。
崖線樹林地 〔p. 4〕	崖線の斜面に分布し、連続していること、自然性の高い樹種で構成されていること、といった条件を満たす樹林地。市内には国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線に崖線樹林地が認められる。
拡大生産者責任 〔p. 83〕	生産者の責任を製品の廃棄段階まで拡大する考え方。
環境基準 〔p. 54〕	大気、水、土壌、騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、法令等で定められたもの。
環境マネジメントシステム 〔p. 67〕	組織（企業等）が、その活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善して行くための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの一連の手続は、国際標準化機構（ISO）によってISO14001として標準規格化されており、環境保全に関する方針や目標・計画等を定め〔P〕、これを実行・記録し（D）、その実施状況を点検して（C）、方針等を見直す（A）というフロー（PDCAサイクル）が定められている。規格への適合性は、外部審査機関による監査によって認証されるのが一般的だが、自身で適合性を評価し、自身の責任でその適合を宣言する「自己適合宣言」方式を採用することもできる。
涵養 〔p. 33〕	降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に地下水として供給される働き。市街地の表面がアスファルトやコンクリートで覆われると地下水涵養能力が低下し、雨水が地下にしみこまず、すぐに川や海へ流出してしまい、地下水位の低下、湧水の枯渇、河川の洪水などの被害が発生しやすくなる。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) [p. 77]	人為起源による気候変化とその影響について、また、そうした変化に対する適応・緩和方策に関して、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63(1988)年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) によって設立された組織のこと。IPCCは、Intergovernmental Panel on Climate Change の略で、「気候変動に関する政府間パネル」と訳される。平成 25(2013)年から平成 26(2014)年にかけて第 5 次評価報告書が公表され、観測事実として地球温暖化は疑う余地がないこと、人間活動がその要因である可能性が極めて高いことなどが報告された。
クリーン作戦 [p. 5]	「きれいな、親しまれる」川やまちにすることを目的に、多摩川・野川、調布駅前において、地域の各自治会・市民・市民団体・事業者・市等の協働で行っている清掃活動のこと。
景観形成重点地区 [p. 44]	景観形成を重点的に推進する地区として、景観法に基づく景観計画である調布市景観計画で定めた地区のこと。調布市では、深大寺通り周辺景観形成重点地区及び国分寺崖線景観形成重点地区を定めており、一定規模以上の建築物の新築等の行為を行う場合の届出を義務付けている。
光化学オキシダント、光化学スモッグ [p. 54]	工場や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や VOC が、日光に含まれる紫外線と光化学反応を起こして生成される物質。粒子状物質 (エアロゾル) として滞留し、モヤがかかった状態を光化学スモッグと呼び、目や呼吸器系統に被害を及ぼすことがある。
公共用水域 [p. 24]	水質汚濁防止法第 2 条で定義された水域のことで、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。
公称最大出力 [p. 73]	機器のカタログ等に記載された太陽光発電パネル等の定格出力のこと。日本工業標準調査会が定める条件下で算出された最大出力で、実際の出力は一般にこの値よりも低くなる。
ごみ減量・リサイクル協力店 [p. 83]	市が認定した、ごみの減量やリサイクル活動 (簡単な包装、買い物袋の持参活動、商売の業種に応じた資源の自主回収や下取りなど、市で定める認定要件の活動) を積極的に実施する小売販売店のこと。
さ行	
在来種 [p. 38]	動植物の品種のうち、ある地域の風土に適し、その地域で古来から生育・生息しているもの。
里山 [p. 4]	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。農林業などに伴う様々な人間のはたらきかけを通じて、環境が形成・維持されてきた。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材などの自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域として位置付けられる。 なお、市では、「調布市佐須農の家条例」第 2 条において、市内の雑木林、屋敷林、水田、畑、樹林地、農業用水等で形成する景観を「里山等」と定義付けている。
シェアサイクル [p. 74]	地域内の各所にサイクルステーション (ポート) と呼ばれる相互利用可能な駐輪場を設置し、利用者が好きな時に好きな場所 (サイクルステーション) で自転車を借りたり返却することができる自転車の共同利用サービスのこと。

シックハウス 〔p. 62〕	住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等が生じ、居住者の様々な体調不良を引き起こすこと。症状が多様で、症状発生の仕組みを始め、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられている。
持続可能な開発のための教育 (ESD) 〔p. 91〕	環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
遮熱性舗装 〔p. 6〕	路面温度を上昇させる原因である赤外線を反射する遮熱材を路面の表面に塗布した舗装。舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を最大で8℃程度抑制する。
食育 〔p. 36〕	国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。
自立分散型エネルギーシステム 〔p. 72〕	災害時など系統電力が使用できない場合においても、地域内で必要とされるエネルギー源を確保できる仕組みのこと。
浸透トレンチ 〔p. 33〕	雨水や排水をろ過浸透させるために、砂利や碎石等を敷いた細長い管や溝のこと。
水質汚濁負荷 〔p. 58〕	河川等の水質汚濁の原因となる物質が水質に与える負荷のこと。
生産緑地 〔p. 29〕	生産緑地法により指定された農地のこと。良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図っている。
生態系ネットワーク 〔p. 38〕	生物多様性を保全して行くため、様々な動植物の生育・生息地を保全、復元、創造するだけでなく、生態的な観点からそれらを広域的につなげていくこと。
ゼロカーボンシティ 〔p. 3〕	2050年にCO ₂ (二酸化炭素)を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。
雑木林ボランティア講座 〔p. 35〕	雑木林保全活動を担う人材を育成することを目的とした講座のこと。平成13(2001)年から市民による講座企画・運営が行われており、平成21(2009)年度からは、「ちょうふ環境市民会議」が業務を受託して活動を続けている。
総資源化率 〔p. 81〕	ごみの再資源化を示す指標の一つ。資源物の収集・処理量、収集後資源化量、集団回収量の和を総ごみ排出量と集団回収量の和で除したもの。
た行	
体験農園 〔p. 36〕	市民が農業とふれあえる機会を通じて都市農業を理解促進するための農業体験の場のこと。農家の指導を受けながら野菜栽培ができる農業体験ファームをはじめ、ふれあい体験農園、学童農園等の事業がある。
脱炭素、脱炭素社会 〔p. 2〕	今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を達成すること。
地域制緑地制度 〔p. 30〕	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として緑地を指定する制度。

地区計画 〔p. 35〕	地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」のこと。地区計画は、「地区計画の目標」、「整備、開発及び保全に関する方針」及び道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、市民などの意見を反映して、まちづくりのルールをきめ細かく定める。
ちょうふ環境市民会議 〔p. 7〕	平成 21(2009)年 3 月、それまでの「ちょうふ環境市民懇談会」を発展的に引き継ぐ形で市民主導で設立された市民団体の一つ。交流ネットワーク等のプロジェクトの実施において、主導的な役割等を担っている。
調布市環境保全審議会 〔p. 109〕	調布市環境基本条例に基づき設置された市長の附属機関のこと。市長の諮問に応じ、(1) 環境基本計画に関すること、(2) その他、環境の保全等についての基本的事項に関することを調査審議する。市民、事業者、学識経験者、行政機関の職員等から構成され、任期は 2 年となっている。
調布市環境モニター 〔p. 38〕	市内の自然環境を見守り、自然環境の保全に役立てるため、市民と市が協働して、植物観察を中心に、調布の地形、野鳥、昆虫などの自然観察等を行っているグループのこと。
適正管理化学物質 〔p. 62〕	東京都環境確保条例及び同施行規則において、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として定められたもの。
透水性舗装 〔p. 33〕	雨水を積極的に地中に浸透させるため、透水性舗装材等(表層)の下に浸透層を設けた舗装。豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生・地中生態系の改善、地下水の涵養等の効果がある。歩道や遊歩道、駐車場、公園等で利用される。
都市型水害 〔p. 77〕	地表面がコンクリートやアスファルト等の水が浸透しない舗装で覆われている都市において、短時間の局所的な豪雨等の際に、降った雨が地中に浸透せず、一気に下水道や河川に流れ込むことにより発生する水害のこと。
特定外来生物 〔p. 38〕	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき指定される、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある海外起源の外来種。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育、栽培、保管及び運搬、輸入などの扱いが禁止されている。
な行	
燃料電池 〔p. 55〕	水素と酸素を化学反応させて、電気を発電する装置のこと。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的。発電と同時に熱も発生するため、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。
は行	
花いっぱい運動 〔p. 5〕	市内の空き地等に花の種等をまいて育成し花を咲かせ、地域の緑を豊かにすることを目的とした運動。調布市では、花いっぱい運動を実施する市内の地域グループに、その運動に要する物品の一部を助成している。
パリ協定 〔p. 1〕	京都議定書に替わる温室効果ガス削減の新たな枠組みとして、平成 27(2015)年 12 月フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択された協定。21 世紀後半には温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて 2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組を推進すること、各国が平成 30(2018)年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5 年ごとに進捗を点検することなどに、世界 196 の国と地域が合意した。

美化推進重点地区 〔p. 5〕	空き缶，吸い殻等の散乱及び簡易広告物の放置等を防止することにより，都市美化の推進を図り，もって清潔で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とし，「調布市都市美化の推進に関する条例」により，特に，都市美化の推進を図る必要があると認めた地域を指定したもの。
浮遊粒子状物質 (SPM) 〔p. 54〕	大気中に浮遊している粒径 10 μ m 以下の粒子で，環境基本法に基づいて環境基準が定められている大気汚染物質の一つ。工場のばい煙，自動車排出ガスなどのほか，自然界に由来（火山など）するものがある。SPMは，Suspended Particulate Matter の略。
保水性舗装 〔p. 79〕	隙間の多い舗装に，水を吸い込み保持する保水材を詰めた舗装。保水材に浸み込んだ雨水が蒸発する時の気化熱によって，路面温度の上昇を最大で 10 $^{\circ}$ C 程度抑制する。
ま行	
水辺の楽校 〔p. 42〕	地域の河川の水辺をフィールドにして，子どもたちの自然体験活動に市民主体で取り組む国土交通省所管のプロジェクト。安全で活動に適した水辺の整備などを国土交通省が行い，文部科学省・環境省との連携のもとで，自治体も関わりながら事業を展開している。
緑と花の祭典 〔p. 88〕	緑化活動の普及啓発のために，調布市が実行委員会とともに共催し，開催しているイベント。草花などの販売，花の種子の無料配布，緑化相談，ガーデニング講座，調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金への募金の呼びかけなどを行っている。
みどり率 〔p. 29〕	緑が地表を覆う部分に，公園区域・水面を加えた面積が地域全体に占める割合のこと。これに対して，単に緑が地表を覆う部分が占める割合を緑被率という。
ミニバス 〔p. 13〕	市内の電車やバスなどの公共交通を利用するのに不便な地域の解消と，高齢者等の社会参加の促進を目的に実施している事業。現在，調布市の東・西・北部地域を 3 路線が運行している。
や行	
要請限度 〔p. 59〕	騒音規制法，振動規制法に基づき，指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動について，当該地域の自治体の首長が，測定結果を踏まえて道路管理者などに意見を述べ，都道府県公安委員会に対策を講じるよう要請する際の判断基準となる値。
ら行	
リスクコミュニケーション 〔p. 63〕	リスクに関する正確な情報を市民，市民団体，事業者，行政等のすべての者が共有しながら，互いに意思疎通を図ること。
アルファベット・数字	
BEMS 〔p. 67〕	Building Energy Management System の略。オフィスビル等において，機器設備等で消費するエネルギーを管理し，削減を図るためのシステム。
BOD（生物化学的酸素要求量） 〔p. 57〕	Biochemical Oxygen Demand の略。水中に含まれている有機物が一定時間（5 日間），一定温度（20 $^{\circ}$ C）下で微生物によって酸化・分解される過程で消費される酸素量。単位は一般的に mg/L で表す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されており，この値が大きいほど汚濁が進んでいることになる。

CSR活動 〔p. 111〕	企業は自社の利益，経済合理性を追求するだけでなく，利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり，環境保護のみならず，行動法令の順守，人権擁護，消費者保護などの分野についても責任を有するものとし，貢献していこうとする活動のこと。Corporate Social Responsibilityの略。「企業の社会的責任」と訳される。
HEMS 〔p. 67〕	Home Energy Management Systemの略。家庭における省エネルギーを目的として，住宅等で消費するエネルギー需要を管理するシステム。
PRTR制度 〔p. 62〕	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて，化学物質を取り扱う事業者がそれらに関する情報を届出・集計・公表する制度。有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより，化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し，化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としている。
SDGs 〔p. 1〕	平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12（2030）年までの国際目標である，持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
Society5.0 〔p. 3〕	内閣府の「第 5 期科学技術基本計画」において提唱された，我が国が目指すべき未来社会の姿。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより社会システム全体を最適化することで，エネルギー需要の増加と温室効果ガスの排出削減，食糧需要の増加と食品ロスの削減など，経済発展と社会課題の解決を両立していく新たな社会とされている。
VOC 〔p. 62〕	揮発性有機化合物（volatile organic compounds）の略称。塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され，蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン，キシレン，酢酸エチルなど多種多様な物質が該当する。
3R （スリーアール） 〔p. 25〕	「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」，「リユース（Reuse=再使用）」，「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取った言葉。循環型社会においては，「ごみを出さない」，「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」，「出たごみはリサイクルする」という優先順位で，廃棄物処理やリサイクルに取り組むことが求められている。

登録番号
(刊行物番号)

2020-184

調布市環境基本計画

令和3（2021）年3月改定

発行：調布市

編集：環境部環境政策課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

T E L 042-481-7086・7087

F A X 042-481-7550

電子メール kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp

